

京都農林水産総合庁舎近畿農政局

売 店 出 店 者 公 募 要 綱

令和8年7月

近畿農政局

目 次

【目的・概要】

- 1. 目 的 4
- 2. 施設概要及び使用許可物件 4

【出店内容】

- 3. 出店に当たっての基本的な考え方 4
 - (1) 職員のニーズへの対応
 - (2) 安定的かつ継続的な店舗運営に必要な能力
 - (3) 環境への配慮・公益への貢献
 - (4) 近畿農政局への来局者に対する対応
 - (5) 同種又は類似業務の実績の有無
- 4. 出店（公募）内容 5
 - (1) 出店方法及び根拠
 - (2) 公募事業者数
 - (3) 使用許可期間
 - (4) 使用料等
 - (5) 営業条件
- 5. 出店にあたっての注意事項 6
 - (1) 使用上の制限
 - (2) 使用許可の取り消し又は変更
 - (3) 原状回復
 - (4) 損害賠償
 - (5) 定期報告
 - (6) 防災上の配慮
 - (7) 閉店後の防犯対策
 - (8) 店舗内の清掃
 - (9) 省エネ等の取り組みに対する協力事項

【応募内容】

- 6. 出店希望者の資格 8
- 7. 出店希望手続き 9
 - (1) 公募要綱の交付期間及び場所
 - (2) 公募内容等説明会
 - (3) 企画提案書等の提出
 - (4) 質疑及び回答
 - (5) 出店希望者からの除外

【出店者の決定】

8. 出店予定者の決定	1 1
（1）出店予定者の決定方法	
（2）書類審査の実施	
（3）ヒアリングの実施	
（4）出店予定者の決定時期及び審査結果の通知	
（5）出店予定者決定の公表	
（6）使用許可の手続き	

【補足】

9. その他	1 2
10. 問い合わせ先	1 2

(添付書類)

公募内容等説明会参加申込書	1 3
出店希望申込書	1 4
企画提案書類	1 5
企画提案内容一覧	1 6
質疑書	1 7
出店希望辞退届	1 9
設備諸条件	2 0
誓約書	2 2
京都農林水産総合庁舎近畿農政局案内図	2 4

1. 目 的

近畿農政局は、職場等における生活の向上を図り職員の福利厚生を増進するため、京都農林水産総合庁舎の所定の場所において、近畿農政局が提示する諸条件を踏まえ、自ら売店として企画立案、施設運営に豊富な経験及び能力を有する出店者を公募する。

なお、出店にあつては有償とする。

2. 施設概要及び使用許可物件

名 称 京都農林水産総合庁舎売店

所在地 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

位 置 別図参照 P 2 1

・ 有人店舗の場合…売 店 30. 14 m² (現イトインスペース)

・ 無人店舗の場合…無人販売機設置可能箇所 2. 45 m² (最大)

職員数 男性 435名 女性 175名 合計610名 (8.6.1現在)

駐車場 販売品の搬入・搬出時のみ利用可能 (通勤等での利用は不可)

設備諸条件 別紙のとおり (P 20 参照)

3. 出店に当たっての基本的な考え方

企画立案に当たっては、主に次の事項について重視するものとする。

(1) 職員のニーズへの対応

職員が気軽に利用でき、かつ内容に満足できるものとする。(商品、価格、サービス等)

(2) 安定的かつ継続的な店舗運営に必要な能力

- ① 資金、人材、ノウハウ等の経営資源。
- ② 効率的、安定的な店舗運営を支援する物流システム、商品管理システム。
- ③ 徹底した従業員の教育、訓練体制。
- ④ 適正な従業員の配置体制。
- ⑤ 適正な安全管理・衛生管理体制。
- ⑥ 算出管理が妥当で健全な店舗の収支計画。
- ⑦ 災害等緊急時の対応。
- ⑧ 要望・クレームの対応。

(3) 環境への配慮・公益への貢献

- ① 企業としての環境・公益への配慮・貢献。
- ② 近畿農政局で行う省エネルギー対策への協力。
- ③ 店舗に設置する環境設備・機器類の省エネルギーへの配慮。
- ④ 店舗から発生する廃棄物の適正な回収・廃棄。

(4) 近畿農政局への来局者に対する対応

来局した者が利用可能な店舗運営

(5) 同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績が優れていること。

4. 出店（公募）内容

（１）出店方法及び根拠

「国有財産法」（昭和２３年法律第７３号）及び「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和３３年１月７日付け蔵管第１号大蔵省管財局長通達）に基づき、国有財産使用許可を受け出店する。

（２）公募事業者数

１事業者

（３）使用許可期間

令和８年１２月１日（予定）から５年間とする。

更新は、１回限り可能とし、最初の使用許可期間と併せて最長１０年までとする。なお、更新については、農林水産省において職員の利用状況や意見等を検証し判断する。出店者は、検証結果に対し異議を申し立てることはできない。

（４）使用料等

- ① 令和８年度の使用許可期間に係る１平方メートル当たりの国有財産の使用の年額は、年額２１，７９０円（予定）（消費税を除く。）（以下「使用料」という。）とする。

なお、使用料は、使用許可期間により、月割又は日割を行うものとし、当該使用料は、毎年度の見直しにより改定する場合がある。

- ② 使用料は、近畿農政局の指定する期日までに全額を納付するものとする。
- ③ 使用料の他に電気料金を別途負担する。電気料金は売店にあっては個メーターが設置されており、毎月、使用料を定められた期日までに支払うものとする。
また、負担するもののうち、自動販売機分にあっては電気の個メーターを出店者の負担により設置し、毎月、使用料を算出し、定められた期日までに支払うものとする。

なお、支払い方法は別途お知らせする。

- ④ 人件費、保健衛生費、公租公課、廃棄物の処理費、その他営業に必要な経費は、出店者負担とする。

（５）営業条件

営業時間、販売品目等は以下のものを必須条件とし、これと同等又はそれ以上の提案をすること。

① 有人店舗による販売

a 営業時間

開庁日における午前８時～午後６時まで。

b 販売品目及びサービス

- （a）郵便切手、はがき、収入印紙類
- （b）名刺、挨拶状の印刷
- （c）菓子類
- （d）文房具類

(e) 飲食料品

c 営業に必要な備品等と経費負担

(a) 営業に必須となる備品・消耗品等は、すべて出店者負担で用意すること。

(b) 貸付面積部分における施設の維持管理は国の負担とする。ただし、出店者の責により損害を与えたときは出店者負担とする。

② 無人店舗による販売

a 営業時間

24時間営業とする。

b 販売品目及びサービス

冷凍食品（弁当等）

なお、その販売については、この要綱の定めるところによるほか、以下「冷凍食品（弁当等）販売に係る仕様」によるものとする。

○冷凍食品（弁当等）販売に係る仕様

1 使用条件等について

(1) 販売できる商品は、冷凍食品（弁当等）に限ることとし、京都農林水産総合庁舎（以下「庁舎」という。）職員を対象として、継続的に販売すること。

(2) 販売スペースを冷凍食品販売、回収目的以外で使用することはできない。

(3) 販売時間は、無人販売機（以下「販売機」とする。）による24時間販売とし、キャッシュレス決済によること。なお、販売機は、解凍用の電子レンジと共に出店者の責任において設置すること。また、設置台数については近畿農政局及び出店者が協議の上決定するものとする。

(4) 冷凍食品販売に関する問い合わせ及び苦情若しくは販売機の防犯対策については、出店者の責任において対応すること。

2 衛生管理について

(1) 庁舎の停電時における販売機への対応については、出店者が責任をもって行うものとする。

(2) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請、届出については、すべて出店者の負担で行うこと。

(3) 販売にあたっては、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払い、食中毒等事案発生時には、速やかに近畿農政局に報告するとともに、すべて出店者の責任と負担において対処すること。

(4) 品質保持、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

3 弁当等の搬入・搬出について

弁当等の搬入及び搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げとならないよう配慮すること。

4 その他

公募要綱及びこの仕様に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めるものとする。

c 営業に必要な備品等と経費負担

①のcに同じ。

5. 出店にあたっての注意事項

(1) 使用上の制限

① 売店等の運営に当たっては、本要綱に定める事項を遵守すること。

- ② 出店者の都合による経費は、出店者の負担とする。
- ③ 出店者は、近畿農政局の指示に従い、建築、電気、設備等を、常に良好な状態に保つよう使用すること。なお、電気の配線についてはモールを設置する等、事故防止の措置を取る。
- ④ 使用許可にあたっては、本要綱に定めるもののほか、国有財産使用許可書に定めることとする。
- ⑤ 出店者は、近畿農政局が使用許可する施設について、常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ⑥ 出店者は、国有財産使用許可物件を第三者に転貸し、又は担保に供することはできない。
また、国有財産使用許可物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって、近畿農政局の承認を受けなければならない。
- ⑦ 売店等の運営上発生する全ての廃棄物は、国有財産使用許可を受けた範囲内で保管の上出店者の負担で搬出処分すること。
- ⑧ 庁舎内は、喫煙所以外はすべて禁煙であるため、国有財産使用許可物件内も禁煙とする。従業員は当局の喫煙ルールに従うものとする。
- ⑨ 現在売店予定地に設置されている自動販売機を出店者の営業のために売店から移設し、その費用負担を自動販売機の設置者が求めた場合には、出店者はそれに応じるものとする。

(2) 使用許可の取り消し又は変更

次の各号の1に該当するときは、使用許可の取り消し、又は変更する場合がある。

- ① 上記の「(1) 使用上の制限」に違反したとき。
- ② 出店者が「4. 出店（公募）内容」、許可条件に違反したとき。
- ③ 出店者が「6. 出店希望者の資格」を失ったとき。
- ④ 国において使用許可物件を必要とするとき。

なお、使用許可の取り消し又は変更に際し、出店者は近畿農政局に対し一切の補償を請求することはできない。

また、近畿農政局又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

(3) 原状回復

- ① 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、出店者は自己の負担で、近畿農政局の指定する期日までに、国有財産使用許可物件を原状に回復して返還すること。ただし、近畿農政局が特に承認したときは、この限りではない。
- ② 原状回復に際して、出店者は近畿農政局に対して一切の補償を請求することはできない。
- ③ 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、近畿農政局は出店者の負担にお

いてこれを行うことができる。

(4) 損害賠償

- ① 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではない。
- ② 前号に掲げる場合の他、出店者が近畿農政局が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこと。
- ③ 出店者は、出店場所の使用に当たり、近畿農政局又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償すること。

(5) 定期報告

出店者は、営業開始以降、毎月・年度毎に事業報告書を近畿農政局に提出しなければならない。なお、報告の内容・様式等は協議の上決定すること。

(6) 防災上の配慮

出店にあたっては、避難経路等の確保等防災面について各種法令等を遵守すること。

(7) 閉店後の防犯対策

出店者は、閉店後の店舗内における機器、商品などの盗難を防ぐために、防犯対策を自らの責で講じること。

(8) 店舗内の清掃

出店者は、店舗（国有財産使用許可部分）にかかる清掃を自ら行うこと（有人店舗に限る）。

(9) 省エネ等の取り組みに対する協力事項

近畿農政局では政府の取り組みとして、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減、節電、ごみの分別等環境重視を率先して行っており、売店を運営する上でも協力をお願いすることとなる。

また、農林水産省が行う各種施策の取り組みにも、ご協力をお願いすることがある。

6. 出店希望者の資格

出店希望者の資格は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 本要綱を理解し、出店に意欲のある者であること。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 売店の企画・運営のノウハウをもつ運営会社であること。
- (4) 予算決算及び会計令第70条（昭和22年勅令第165号）の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 次に掲げる要件を満たす者であること。
- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 公募内容等説明会に出席する事業者は、上記6（7）の要件を満たすこと等を明記した「誓約書（P22参照）」を説明会当日に提出すること。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。
- (10) 公募内容等説明会に出席した事業者であること。

7. 出店希望手続き

(1) 公募要綱の交付期間及び場所

- ① 期 間 令和8年7月15日（水）～令和8年8月6日（木）まで
午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（最終日は午後2時30分まで）
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- ② 場 所 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
京都農林水産総合庁舎本館2階 近畿農政局総務課厚生係

(2) 公募内容等説明会

- ① 日 時 令和8年8月6日（木） 午後2時30分から
- ② 場 所 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
京都農林水産総合庁舎本館2階 近畿農政局 行政文書閲覧室

③ 参加申込

公募内容等説明会に参加を希望する場合は、上記7（1）①の期間中に②の場

所で配布又は近畿農政局のホームページ

「<https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/baitenkoubo.html>」により「公募内容等説明会参加申込書（P 1 3 参照）」を入手の上、必要事項を記入し、令和8年8月6日（木）午後2時30分までに上記7（1）②の場所に持参若しくは（4）③宛にメール（郵送不可）により、提出すること。

④ その他

- a 説明会への参加については予約が必要であり、説明会に不参加の場合は上記6（10）に抵触するので注意すること。
- b 参加者数は1事業者2名までとする。
- c 当日は公募要綱内の企画提案書の作成等の説明を行うので、本公募要綱を持参すること。

（3）企画提案書等の提出

- ① 出店希望申込書 （P 1 4 参照） 1 部
- ② 企画提案書類 （P 1 5 参照） 1 部
- ③ 企画提案内容一覧 （P 1 6 参照） 1 部（ヒアリングを行う場合は追加部数を連絡する。）

④ 提出日時

a 持参の場合

令和8年8月20日（木）～令和8年9月4日（金）まで

午前9時～正午、午後1時～午後5時まで

ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。

b 郵送の場合 令和8年9月2日（水）必着

提案内容の変更等は、上記期間内に限り取り扱う。

c 提出の条件 所定期間内に提出しなかった場合は、出店希望辞退とみなす。

また、応募に係る費用は、出店希望者の負担とする。

提出書類は、いかなる理由があろうとも返却しない。

提出された書類は、全て部外秘とする。

⑤ 提出(郵送)場所等

〒602-8054

京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

京都農林水産総合庁舎本館2階 近畿農政局総務課厚生係

担当者 山本

連絡先 直通：075-414-9610

（4）質疑及び回答

- ① 提出書類 質疑書 （P 1 7 参照）

② 受付日時

令和8年7月15日（水）～令和8年8月17日（月）まで

午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（最終日は午後3時まで）

ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。

③ 受付方法 持参の場合 上記（３）⑤と同じ場所

E-mail の場合 noritaka_yamamoto960@maff.go.jp

④ 質疑最終回答 令和８年８月１９日（水）を目途とする。

メール等により応募者全員に回答します。

（５）出店希望者からの除外

出店希望者が以下に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外する場合がある。

① 選定委員又は選定手続きの業務に従事する職員若しくは関係者に対し、本件応募について不正に接触する行為その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合。

② 関係書類に虚偽の記載があった場合。

③ その他選定手続きにおいて不正な行為があったと近畿農政局が認めた場合。

④ 出店希望者の資格を失ったことが判明したとき。

⑤ 出店希望者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合。

⑥ 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店希望者が業務を行うことについて、ふさわしくないと近畿農政局が認めた場合。

８．出店予定者の決定

（１）出店予定者の決定方法

近畿農政局において、応募者を取りまとめ、近畿農政局健康安全協議会を開催し、企画内容及び資力、信用等を総合的に審査（企画競争）の上、国有財産の使用許可をする出店者を決定する。

（２）書類審査の実施

所定期間内に適正に提出された書類について、書類審査を実施する。

なお、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、改めて補足、修正等の必要性を積極的に連絡しないので、企画競争に際し参考となる資料は予め、添付すること。

また、応募者多数の場合は、書類審査で一定数に選定するために追加資料の提出を求める場合がある。

（３）ヒアリングの実施

書類審査をした上で必要に応じヒアリングを実施する。（必須ではない。）

日程等は、改めて近畿農政局から該当者に通知する。

（４）出店予定者の決定時期及び審査結果の通知

出店予定者の決定は、令和８年９月中旬頃を予定しており、出店業者名は企画提案書を提出した全業者（提出後辞退した者は除く。）に、決定後速やかに通知する。

なお、審査結果や内容についての問い合わせには応じられない。

（５）出店予定者決定の公表

出店予定者決定の公表は、決定次第、近畿農政局のホームページで実施する。

(6) 使用許可の手続き

近畿農政局と出店予定（決定）者との間で国有財産の使用許可手続きを行うこととする。なお、手続きの仕方については、改めて連絡する。

なお、以下の場合には、出店予定者としての決定を取り消すこととする。

- ① 正当な理由なくして、近畿農政局の指定する期日までに「国有財産使用許可申請書」の提出を行わなかった場合。
- ② 出店者の決定から使用許可の手続きまでの間に、出店者について資金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が確実でないと近畿農政局が判断した場合。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、京都農林水産総合庁舎への出店者としてふさわしくないと近畿農政局が判断した場合。
- ④ 出店予定者が応募者の資格を失った場合。

9. その他

- (1) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、「出店希望辞退届（P 19 参照）」を提出すること。
- (2) 出店希望から使用許可までの手続きに際し、出店希望者が要する費用は、各出店希望者の負担とする。
- (3) 名義使用の制限
出店者は、自己の営業上の取引に関して、農林水産省・近畿農政局の名義を使用してはならない。
- (4) 自己都合による業務の解除
出店者は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、2ヶ月前までに書面により申し出なければならない。
- (5) 本要綱に記載のない事項については、近畿農政局と出店予定者として決定された業者との間で別途協議する。

10. 問い合わせ先

住 所 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
京都農林水産総合庁舎 近畿農政局総務課厚生係
担当者 山本
連絡先 直通：075-414-9610

令和 年 月 日

公募内容等説明会参加申込書

「京都農林水産総合庁舎近畿農政局売店出店者公募要綱」に基づき、公募内容等説明会の参加を申込致します。

近畿農政局総務課長 殿

(郵便番号)

住 所

商号又は名称

担当所属・職名

参加者氏名

電話番号（直通）

E メールアドレス

担当所属・職名

参加者氏名

電話番号（直通）

E メールアドレス

- 注) 1. 印は不要である。
2. 参加者2名を限度とする。

令和 年 月 日

出 店 希 望 申 込 書

「京都農林水産総合庁舎近畿農政局売店出店者公募要綱」に基づき、別添、企画提案書類により申込致します。

近畿農政局総務課長 殿

(郵便番号)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当所属・職名

担当者氏名

電話番号

E メールアドレス

企画提案書類

書 類	内 容	提出部数
企業概要	企業の概要がわかる資料（パンフレット等）	1 部
商号登記簿謄本	いずれも原本 （法人の場合） 現に効力を有する部分のみ （個人の場合） 商号を用いる場合は、商号登記簿謄本 商号を用いない場合は、本籍地の区市町村長が発行する「身分証明書」 及び指定法務局の登記官が発行する「登記事項証明書」	1 部
印鑑証明書等	印鑑証明書又は印鑑登録証明書	
定款	最新のもの	
事業概要 （ただし、主要内容が「企画概要」 に記載されている場合は、提出不 要）	創立（創業）年月日 資本金（出資総額）及び借入金（単位：千円） 事業内容 （特色、衛生管理、損害賠償の加入状況、営業店舗数（うち京都市内店舗 数を記載すること。）主な営業区域、従業員数（正社員、非社員別） 今回の提案に類似又は関連する実績 その他応募者のPRとなるもの	
指摘事項及び改善措置状況	過去 5 年間の 保健所からの指摘事項及び改善措置状況	
社会的信用失墜行為	過去 5 年間の 社会的信用失墜行為の有無	
決算書	最近 3 年分の 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 （個人の場合は、決算書等財産状態が確認できる書面の写し（過去 3 年 分）	
納税証明書	最近 3 年分の 法人税又は所得税の納税申告書 法人事業税等の納税証明書	
免許・許可書等	提案する企画の内容により、その企画を実施するために免許（食品衛生責 任者、調理師免許又は栄養士免許の有資格者を確認できる書類を含む。） 又は許可等が必要とされている場合、その免許又は許可書等の写し	

注）各種証明書等については、発行日から 3 ヶ月以内のものとしします。

証明書、免許書等以外の提出書類は、できる限り A4 版とします。

企画提案内容一覧

主な企画計画	主な記載内容
1 レイアウト図	店舗のレイアウトからわかる図面等。設備・機器類もわかるように記載。場所毎の設置を予定する自動販売機及びゴミ箱の平面図を提出すること。また、特記部分を含む外寸を記載すること。
2 機能	新店舗のコンセプト、機能・形態等について、具体的内容及び提案理由がわかるもの。
3 商品及びサービスの構成・価格	新店舗で販売を予定している主な商品の種類及び予定価格並びにサービスの内容がわかるもの。
4 類似店舗の出店実績	近畿農政局と類似した立地で現在も営業中の店舗がある場合は、実績がわかるもの。
5 支援体制	資金、人材、ノウハウ等で支援を受けることができる本社組織、関連会社、系列店舗等がある場合、新店舗へ支援を受けられる具体的な内容、支援を行う会社等の規模・実績等が分かるもの。（関連会社数、関連会社の資本金額、系列店舗数、系列店舗の年間売上高は、必ず記載。）
6 商品・サービスの開発	商品・サービスの開発について、本社の組織体制・関連会社・取引会社の状況及び商品・サービスの開発の実績がわかるもの。
7 物流システム・商品管理システム	応募者の現在の物流システム・商品管理システムに基づき、新店舗運営のための物流システム・商品管理システムがわかるもの。
8 従業員の教育・訓練及び配置体制	従業員の教育・訓練等について、考え方や体制等及び新店舗の配置体制がわかるもの。
9 苦情等の対応	利用者からの苦情・要望や災害緊急時に対応する体制等がわかるもの。
10 安全・食品衛生	利用者及び従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がわかるもの。
11 収支計画	新店舗の5年度間の収支計画（年間売上高・年間客数・客単価・原価・人件費・初期設備投資額等）がわかるもの。
12 省エネルギー・リサイクル・公益への配慮・貢献	応募者の省エネルギー・リサイクル・公益への配慮・貢献・取組みの実績がわかるもの。 また、新店舗で使用する設備・機器類の省エネルギー・リサイクル・公益への配慮・貢献等について実績及び工夫した点があれば記載すること。
13 廃棄物の回収方法・工夫	新店舗で発生する廃棄物の量の把握及び回収・処理するための方法・工夫についてわかるもの。

令和 年 月 日

質 疑 書

「京都農林水産総合庁舎近畿農政局売店出店者公募要綱」に基づき、質疑書を別紙のとおり提出します。

近畿農政局総務課長 殿

(郵便番号)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当所属・職名

担当者氏名

電話番号

E メールアドレス

別紙 質疑書

質 疑 事 項	質 疑 内 容

令和 年 月 日

出 店 希 望 辞 退 届

令和〇年〇月〇日に提出した出店希望申込書については、辞退することにしたので、よろしくお取り計らい下さい。

近畿農政局総務課長 殿

(郵便番号)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当所属・職名

担当者氏名

電話番号

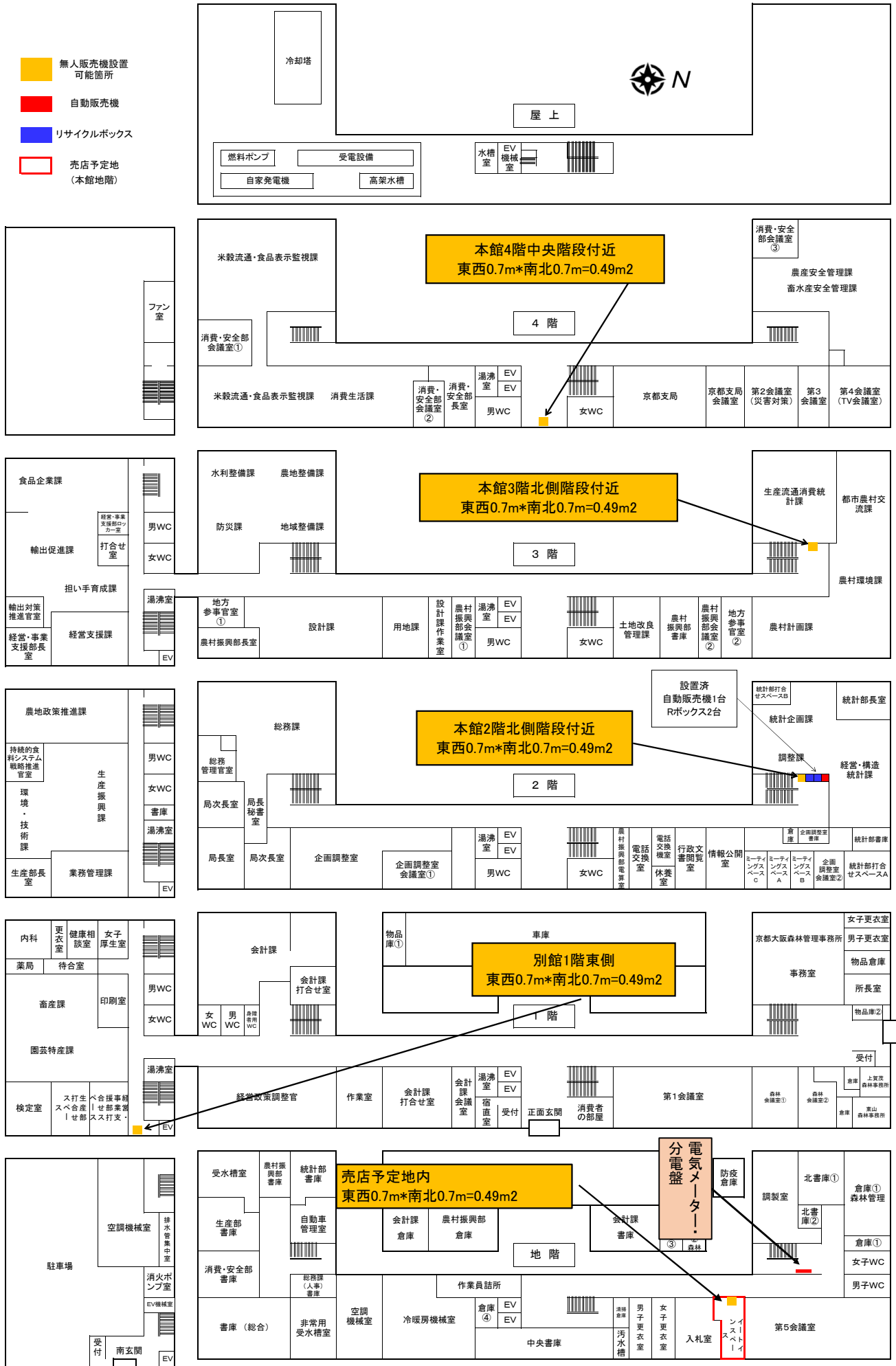
E メールアドレス

設備諸条件

設備	内 容	備 考
建 築	1. 既存仕上 ・天井:ボード張り ・床 :Pタイル ・壁 :ボード張り(北側会議室との仕切りは一部ガラス) 2. 内装制限:不燃 3. 床 荷 重 :2900N/m ²	
電 気	1. 電源供給 ・電灯分電盤は図示 ・分電盤2次側はすべて営業者の負担で実施 ・非常灯、火災報知感知器の設置は、官側で負担 2. 電源使用可能容量、電圧等の種類 ・電灯設備容量 1φ3W 100/200 50A×1回路 3. 電力計メーター ・電灯あり 4. その他 ・設置する機器の仕様、種類、容量等の提示が必要 ・出店者工事の完成図書等の提出を義務づける	
機 械	1. 空気調和設備 全館空調:ファンコイルユニット(天井吊形1台) 2. 給排水衛生設備 なし 3. ガス設備:設置不可	※官側設備
そ の 他	1. エレベーター(2基利用可能) ・本館中央(1、2号機) ・1基あたり積載荷重750kg 2. 駐車場:販売品の搬入、搬出時のみ利用可能 (通勤等での利用不可) 3. 喫煙所:別館屋上 ※喫煙所以外の喫煙は、厳禁 4. 火気:ガス、裸火の使用不可、熱源は電気 5. トイレ:本館及び別館に設置のトイレ使用可能	※エレベーター運転日 1号機 奇数日 2号機 偶数日

国有財産使用許可物件平面図

京都農林水産総合庁舎



誓 約 書

- ☐ 私
☒ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに役員名簿の様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

農林水産省所管国有財産部局長

近畿農政局長 志知 雄一 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

別図

京都農林水産総合庁舎近畿農政局案内図

